

# 第3回教育委員会定例会会議録

平成25年3月22日（金）

場所：国立市役所教育委員会室

|      |          |   |       |
|------|----------|---|-------|
| 出席委員 | 委員       | 長 | 佐藤路子  |
|      | 委員長職務代理者 |   | 山口直樹  |
|      | 委員       |   | 嵐山光三郎 |
|      | 委員       |   | 城所久恵  |
|      | 教育長      |   | 是松昭一  |
| 出席職員 | 教育次長     |   | 兼松忠雄  |
|      | 教育庶務課長   |   | 宮崎宏一  |
|      | 学校指導課長   |   | 渡辺秀貴  |
|      | 生涯学習課長   |   | 津田智宏  |
|      | 国体推進担当課長 |   | 小林孝司  |
|      | 給食センター所長 |   | 村山幸浩  |
|      | 公民館長     |   | 石田進   |
|      | 図書館長     |   | 森永正   |
|      | 指導主事     |   | 市川晃司  |

国立市教育委員会

## 付 議 案 件

| 区 分       | 件 名   |  |
|-----------|---|--|
|           | 教育長報告   |  |
| 議案第 5 号   | 平成 2 4 年度教育費（3 月）補正予算（追加）案の提出について               |  |
| 議案第 6 号   | 平成 2 5 年度教育費（3 月）補正予算案の提出について                   |  |
| 議案第 7 号   | 国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について                  |  |
| 議案第 8 号   | 国立市教育委員会事務局事務専決規程の一部を改正する訓令案について                |  |
| 議案第 9 号   | 国立市教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部を改正する規則案について       |  |
| 議案第 1 0 号 | 国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について                     |  |
| 議案第 1 1 号 | 国立市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する訓令案について |  |
| 議案第 1 2 号 | 国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について             |  |
| 議案第 1 3 号 | 国立市特別支援教育専門家チーム設置要綱の一部を改正する訓令案について              |  |
| 議案第 1 4 号 | 国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案について                    |  |
| 議案第 1 5 号 | 国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について          |  |
| 議案第 1 6 号 | 国立市放課後子ども教室推進事業実施要綱を廃止する訓令案について                 |  |
| 議案第 1 7 号 | 国立市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則案について              |  |
| 議案第 1 8 号 | 国立市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案について             |  |
| 議案第 1 9 号 | 国立市公民館処務規則の一部を改正する規則案について                       |  |
| 議案第 2 0 号 | 国立市図書館処務規則の一部を改正する規則案について                       |  |

|             |   |              |
|-------------|---|--------------|
| 議案第21号      | 国立市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案について   |              |
| 議案第22号      | 教育委員会事務局組織改正に伴う勤務命令について   |              |
| 議案第23号      | 国立市立学校給食センター衛生委員会等事務取扱要綱案について   |              |
| 議案第24号      | 国立市情緒障害等・言語障害通級指導学級設置要綱の一部を改正する訓令案について  |              |
| 議案第25号      | 国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について  |              |
| 議案第26号      | 国立市立中学校における学期の期間及び休業日の期間の変更について   |              |
| 議案第27号      | 平成25年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について   |              |
| 議案第28号      | 「『児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書』の締結に伴い、国立市情報公開及び個人情報保護審議会の意見を求める諮問書」の提出について |              |
| その他<br>報告事項 | 1) 「部活動指導における暴力による体罰の実態把握」及び「小学校における暴力による体罰の実態把握」について                         | 当日追加<br>口頭説明 |
|             | 2) 平成24年度国立市文化財指定・登録について(答申)  |              |
|             | 3) 市教委名義使用について(4件)  |              |
|             | 4) 要望書について(1件)  |              |
| 議案第29号      | 国立市立学校歯科医の委嘱について  | 当日配布         |
| 議案第30号      | 国立市スポーツ推進委員の委嘱について  | 当日配布         |
| 議案第31号      | 教育委員会職員の人事異動について  | 当日配布         |
| 行政報告<br>第2号 | 校長、副校長の人事異動について   | 当日配布         |
| 行政報告<br>第3号 | 教職員の人事異動について  | 当日配布         |
| 議案第32号      | 教育委員長の選出について  | 当日配布         |

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。例年より早い桜の開花となりました。きょうは気温が上がっており、帰りがけには満開の桜が見られるかもしれません。

それでは、これから平成25年第3回教育委員会定例会を開催します。

きょうの会議録署名委員を山口委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 本日の審議案件のうち、議案第9号「国立市教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部を改正する規則案について」から、議案第16号「国立市放課後子ども教室推進事業実施要綱を廃止する訓令案について」までの8議案は、平成25年4月1日付で行われる組織改正の関連議案となります。また、議案第17号「国立市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則案について」から、議案第20号「国立市図書館処務規則の一部を改正する規則案について」までの4議案は、課長補佐職設置に伴う関連議案ですので、一括説明をお願いします、一括審議の後、採決は個別で行うことといたします。

また、議案第29号「国立市立学校歯科医の委嘱について」、議案第30号「国立市スポーツ推進委員の委嘱について」、議案第31号「教育委員会職員の人事異動について」、行政報告第2号「校長、副校長の人事異動について」、行政報告第3号「教職員の人事異動について」、議案第32号「教育委員長の選出について」は、いずれも人事案件ですので秘密会としますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 本日はかなり多くの議案がございます。皆様のご協力をいただき、スムーズな議事進行に努めてまいりたいと思います。なお、ご質問やご意見などございましたら、ご遠慮なさらず発言をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。



#### ○議題(1) 教育長報告

○【佐藤委員長】 それでは、審議に入ります。

初めに、教育長報告を受けたいと思います。

是松教育長、お願いします。

○【是松教育長】 それでは、2月19日火曜日の第2回定例教育委員会以後の教育委員会の主な事業について、ご報告申し上げます。

2月19日、定例教育委員会の後、社会教育委員の会を開催いたしております。

2月20日水曜日に、スポーツ祭東京2013国立市実行委員会の常任委員会を開催いたしました。

2月21日木曜日に、図書館協議会並びに給食センター運営審議会を開催いたしました。

2月24日日曜日に、東京都主催の東京マラソンが行われましたが、この東京マラソンにスポーツ祭東京2013の広報啓発事業として、国体担当職員ほか参加しております。

2月28日木曜日には、この日より3月28日まで、会期29日間での国立市議会第1回定例会が開催されました。現在、会期中でございます。

3月1日金曜日、この日より3月12日まで、教育課程の届出受付を各校よりいたしております。本定例会に教育課程の受理議案を提出しておりますので、よろしくご審議を願います。

3月3日日曜日には、スポーツ子どもの日事業を開催いたしました。

3月5日火曜日に、くにたちの教育第130号を発行いたしました。

同日、給食センターの献立作成委員会を開催いたしました。

3月6日水曜日に、校長会を開催いたしました。

3月8日金曜日、第3回になります国立市教育フォーラムを開催いたしました。テーマは「3.11を忘れない～子どもの命を守るための防災教育とは」というテーマで実施いたしました。

3月11日月曜日に、この日より14日までの間、市議会の予算特別委員会が開催されました。教育費を含む平成25年度国立市一般会計予算並びに4つの特別会計予算が審議され、全ての予算が委員会可決をされ、本会議に戻されることとなったところでございます。

3月12日火曜日に公民館の運営審議会を、3月14日木曜日には副校長会を、3月15日金曜日には給食センターの物資納入登録業者選定委員会を開催しております。

3月18日月曜日に、市議会の総務文教委員会が開催されました。教育費を含む第8号の補正予算が審議され、可決されたところでございます。

3月19日火曜日には、一中、二中、三中の全ての中学校での卒業式が無事とり行われました。

同日、社会教育委員の会を開催いたしております。

3月20日水曜日には、中学生の東京駅伝大会が味の素スタジアムで開催されました。

3月21日木曜日、三学期の給食を終了いたしました。

同日、スポーツ推進委員定例会と図書館協議会を開催しております。

3月22日、本日になりますが、小学校の平成24年度の教育課程が修了したところでございます。

その他でございますが、前回の定例会でもご報告を申し上げました、体罰に関する調査のその後についてでございます。各校における教職員並びに児童・生徒への個別アンケート調査による実態調査の結果が、3月中旬にまとまりまして、都へ報告いたしましたところでございます。本定例会においても報告事項としておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、新年度、平成25年度事業の実施準備の状況でございますが、現在、新学年の学級編制事務、また新年度からの事業となります学校支援センターの開設準備、また七小の通級指導教室の開設準備、それから発達支援にかかわる福祉との連携等の事業について、準備を進めているところでございます。

次に、教職員と事務局職員人事と新組織についてでございますが、新年度よりの学校の教職員体制並びに市の職員体制と、組織改正に伴うさまざまな事務を行ってきているところでございます。本定例会には、組織改正に関する関連議案を16議案、また人事案件等についても提案しているところでございますので、あわせてよろしくご審議願いたいと思います。

教育長報告は、以上です。

○【佐藤委員長】 教育長報告をいただきました。ご意見、ご感想などございますか。

山口委員。

○【山口委員】 おととい、味の素スタジアムに行かせていただいたとき、女子の部は行けなかったのですが、男子の部を見せていただいた感想としてですけれども、順位、タイムは別として、大きな大会に参加するということがとてもいい経験なのだと思います。

それから、小学校の教育課程がきょう修了ということですが、修了時の様子といいますか、無事に終えられたと思うのですけれども、少しいただければと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 では、小学校の修了時の様子ということで、よろしいでしょうか。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 小学校は、25日の卒業式を残すところになりまして、本日をもって修了式となります。各学校からは、特に大きな事故等の報告もございませんでした。今学期、また1年間通して、それぞれの学年で学年目標、教育目標を目指した実践を進めていただいたと受けとめております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 3月19日、二中の卒業式に参加させていただきました。私は来賓席に座らせていただいたので、欠席が何人かいたので194名ほどだと思いますが、見せていただいて、それぞれの子らしい顔で卒業していくところを見届けさせていただいて、本当にありがとうございました。

在校生からの言葉と卒業生の言葉というところがあつたのですが、自分たちで原稿をつくつたのだと思いますが、とても温かくて、「ありがとう」という言葉がたくさんちりばめられていて、「感謝」という言葉もあつたのですが、自分たちで原稿をつくつたのだと思いますが、とても温かくて、「ありがとう」という言葉の響きがたくさん入っていて、とてもいる人たちの中に入り込みやすい言葉だと思って、会場じゅうが温かい空気に包まれていく感じでした。女子の生徒は号泣していて、保護者の方も、在校生もすすり泣いているという様子で、とても温かい中で、卒業生が送られていくのだと感じさせていただきました。

さまざまに進路は分かれていくと思うのですが、とても仲がよかった学年であつたとお伺いしていますので、今までの経験を糧に、次の進路でも頑張っていればと思います。

次に、20日の東京駅伝も見せていただきました。女子の部と男子の部の両方を見せていただいて、それぞれ、一生懸命走っていたと思いました。ただし、少し気になったのが、応援に来てくれている子どもたちだと思うのですが、午前中は女子の部だったのですが、最初、午前中は集中して見ているのですが、午後にかかると、だんだん飽きてくるといいますか、携帯電話を持ってきている子が、レースを待つ男子がいる横で、電話をずっとして、これからレースに向かう子どもたちの集中が切れるといいますか、国立市のチームとして走るということはなかなか難しいのではないかと見ていて思いました。応援するならばきちんとする、しないのならばその場にいないほうがいいのではないかと、感じました。

それから、ことは教育フォーラムを3回させていただいて、3回全てに出席させていただいたので、3回目も多くの方が出席されていて、市の防災課の方など、さまざまな分野の方が見えていたので、よりよいネットワークをつくって、3.11の教訓を生かしていくといいますか、そのような場になったのではないかと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 いろいろとご感想をいただきました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私からは、この間に学習発表会が、小学校と中学校でありましたので、少し感想を申し上げたいと思います。

小学校の学習発表会は、学年ごとに発表の内容や形式に工夫がありました。それから、他学年の発表を見る機会も、学年によってですが、設けたと伺いました。子どもたちにとってよい刺激に

なり、また学習のモデルを見つけるという大切な学びの時間にもなるのではないかと思います。それから、廊下にきょうだい学年が、お勧めの本を絵と文で紹介したものがありません。本当に丁寧に絵も文もわかりやすく、愛情たっぷりに書かれていてとても驚きました。学校では、きょうだい学年の読み聞かせも行っているということで、先生方が、「子どもたちはお兄さん、お姉さんの話は不思議とよく聞くのです」とおっしゃっていました。低学年の子どもは、お礼のお手紙を書いているとも聞きました。異学年交流については、各学校さまざまな場を設定していただいています。時間や場を共有する交流に加えて、時間設定が難しい場合は、こうした読み聞かせのお礼の手紙であったり、本を紹介するというようなさまざまな工夫があるのだと思いましたし、また、そうした取り組みが十分交流として、成り立っていることを感じました。

子どもたちが人のために何か行動を起こしたら、やってもらったことをうれしいと感じたり、また、喜んでもらってよかったという経験を積み上げることは、とても大切であることも、改めて感じました。

それから、中学校では、文化部の発表とともに、生徒が一生懸命制作した作品が展示されていました。保護者の方もとても楽しそうに参加されていて、思ったより随分多くの方がいらしていることに気づきました。中学校では、保護者の来校が難しく、授業参観に来られる方は少ないと聞いていますので、その意味でもこうした取り組みは、意味があるのではないかと思います。

また、職場体験を模造紙にまとめたものがありません。その感想の中に、仕事の大変さや厳しさ、楽しさが少しだけわかった。挨拶や「ありがとう」の一言がとてもうれしかった。また、体験先の職場の方から「こんなに大変な仕事を毎日しているご両親に、感謝をください」と言われたという感想がありました。とても充実した貴重な体験だったことが、伝わってきました。

それから、作品の中に家庭科の作品があったのですが、1つは、幼児が遊べるおもちゃづくりで、木製パズルを制作していました。作品に沿ってワークシートがあって、このワークシートに感想とともに、幼児への声かけを考えるとということで、1つは遊びに誘うときの一言、「やってみよう」の段階です。2つ目は、途中で励ますとき。3つ目が、できたときにどう声をかけるかという内容のワークシートでした。また、ナイロンたわしの作品のところでは、実物とともに「使ってみました」というワークシートがありました。家庭で実際に自分のつくったナイロンたわしを、2回使って、例えば、油のついたお皿や、もう1回はガラスのコップなど、それぞれ家庭で使ってみて、それをワークシートに記入して、さらにお家の方からのコメント、あるいはサインの欄がありました。

想像力を働かせて考えたり、自分が学習していることを実生活に生かすという、とても大切な視点を授業で進めていただいていることを感じました。

また、先ほど中学生東京駅伝の感想がありましたけれども、子どもたちが懸命にたすきをつなぐ姿、それからチームの選手に声援を送る姿、また周回おくれの区市町村の選手もいたのですけれども、そうした選手にも温かい声援を送っている姿が、とても心を打つものがあって、楽しい、うれしい1日でした。

また、中学校の卒業式も、厳粛な中でも温かい、清々しい式で、とてもよかったと思います。

教育フォーラムも、先ほど城所委員がおっしゃいましたが、保護者や地域の方の参加もとても多く、市の取り組みや教育委員会の取り組み、2人の先生のお話にも大きくうなずかれて、とても熱心に聞かれていました。問題意識を持って実際に行動してくださっている姿が、学校、保護者、地域の連携、そのものであると思いました。

教育フォーラムについて、2つお伺いしたいのですけれども、1つは、参加された方々の感想、それから感想を踏まえて、次なる課題があればお話していただきたいことが1つです。

もう1つは、その席でも紹介していただいた、国立市立小・中学校における地震発生時の基本対応手順についてです。常に改善の視点を持って取り組むというお話を伺っています。

そこで、4月に東京都で、都の帰宅困難者対策条例が施行され、それに伴ってこれまで学校では、災害発生時には通学路を安全確認した上で、子どもを家に帰すということが原則でしたが、首都直下地震などで、児童・生徒の保護者が勤務先に留まることになった場合は、原則として学校側が子どもを校内で預かるよう求めることを都教委が決定したと報道されていました。また、学校危機管理マニュアルを改定し、その中には「地域の実情にあわせた対応を求める」という内容があるとのことでした。今回のマニュアルでは、校外学習、きょうの教育課程にも関係すると思いますけれども、安全確保を、校外学習の計画の中に記すことも明記されたとありました。そのあたりについて、手順やマニュアルにどう反映させていくのかということをお伺いできればと思います。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課】 まず、第3回目のフォーラムについてですが、感想のほうを集約してありますので、市川指導主事のほうから、報告させていただきます。

○【佐藤委員長】 では、市川指導主事、お願いします。

○【市川指導主事】 多くの感想をいただいているところですが、時間の都合上、幾つかご紹介をさせていただきます。

ある教員は、備蓄倉庫の中を確認する必要があるということ強く感じたと申しておりました。今まで備蓄倉庫がどこにあるかというのはわかっているのですが、その中に何が置かれているか、どの場所に置かれているかというところまでは確認をしていなかったということでした。また、ある教員は、避難訓練を担当している教員ですが、来年度の計画を立てる上で大変参考になったということでした。

それから、保護者の方からは、子どもは体験したことしか実践できないというようなお話もあったわけですが、「まさにそのとおりで、学校の避難訓練でも、ぜひ生かしていただきたい」という感想がありました。

また、教育委員会の関係者も参加をしたのですが、ふだんなかなかこういう会に参加できないのですけれども、非常に良かった。自分たちの仕事もこういうところに、事務的などころですがかかわっているということを実感できて、とても良かったという話をしておりました。

概要ですが、以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では、渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 今のような感想を受けまして、やはりこの「3.11を忘れない」まさにそのものでありますので、次年度も継続して実施していきたいと考えています。今回のフォーラムに、教育委員会事務局や市長部局の職員にも案内して、市全体で啓発ができるようにという教育委員会でのお話がありましたので、事務局内で声をかけて、先ほど市川指導主事からお話があったような成果もあったと思っています。ですので、この3月11日前後に、教育委員会としてこの事業を継続していく。必ずそこには成果と課題が積み重なっていくと思われまますので、次年度も今から検討していくこととなります。



2点目の対応手順の改善と申しますか、今後の見通しについてです。まず、帰宅困難者の扱いについて法制化されたことを受けて、今、防災課でもさまざまに学校との連携を図るための具体的な提案がなされています。こういうことを含めたものにしていかなければいけないということを、平成25年度のできるだけ早い時期に取りかかっていく必要があると認識しています。

さらに、校外学習の話が出ましたが、学校の教育活動のさまざまなパターンを想定して、その際どうあるかということについて、さらに詳しく対応の基準となるものを見直していくこと、また、既にこれは調整を図っているところですが、学童のお子さんや、放課後キッズのお子さんたちと学校との連携のあり方についても、組織改正等もある中で、混乱しないで、子どもたちの命を守ることができるような体制づくりを、手順の中にできるだけ盛り込んでいきたいと考えています。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

フォーラムは市の取り組みを理解していただく意味でも非常に貴重な機会であったと思います。2人の先生のお話もとても貴重で、とてもわかりやすくまとめていただいてありがとうございました。参加者の意識が高まり、また行動につなげていきたいという感想もいただきましたので、とてもよかったのではないかと思います。ぜひ、継続していただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(2) 議案第5号 平成24年度教育費(3月)補正予算(追加)案の提出について

○【佐藤委員長】 よろしければ、議案第5号、平成24年度教育費(3月)補正予算(追加)案の提出についてを議題といたします。

宮崎教育庶務課長、お願いします。

○【宮崎教育庶務課長】 議案第5号、平成24年度教育費(3月)補正予算(追加)案の提出について、ご説明いたします。

現在開催中の第1回市議会定例会に、補正予算案を提出するため提案するものです。1枚おめくりください。横版になっております。

歳出の項9図書館費、目1図書館総務費、事務事業、中央図書館耐震化・大規模改修に係る経費、13委託料に、中央図書館の耐震補強工事の実施設計の予算820万円を、計上するものです。こちらは既に平成25年度予算に計上しているところですが、平成24年度の予算に前倒しで計上し、平成25年度に繰り越して事業を実施することにより、国の地域の元気臨時交付金の対象となることから、平成24年度予算に補正計上し、次の第6号議案では、同様の予算を平成25年度予算から減額いたします。

説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

確認ですけれども、予算上は平成25年度分の計上した分を減額して、今年度分の予算に追加補正して、実際は年度内の完了はできないので、平成25年度に事業を繰り越すということでしょうか。

宮崎教育庶務課長。

○【宮崎教育庶務課長】 通常、平成24年度の補正予算をとりますと、平成24年度に事業を開始して、何らかの理由等で終わらないというものについては、平成25年度にそのままその予算を使って、事業を実施していいとなります。今回の経済対策の交付金に関しては、平成24年度に全く事業着手できなくても、まず予算を確保しておいて、平成25年度に実施することで補助金の対象としますということ

がございましたので、事業の進め方は従来どおりなのですが、予算上は平成24年度の補正予算として、前倒しで盛り込んだという状況です。

○【佐藤委員長】 翌年度に、事業を繰り越すということですね。わかりました。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第5号、平成24年度教育費(3月)補正予算(追加)案の提出については、可決といたします。



○議題(3) 議案第6号 平成25年度教育費(3月)補正予算案の提出について

○【佐藤委員長】 次に、議案第6号、平成25年度教育費(3月)補正予算案の提出についてを議題といたします。

宮崎教育庶務課長、お願いします。

○【宮崎教育庶務課長】 議案第6号、平成25年度教育費(3月)補正予算案の提出について、ご説明いたします。

こちら、現在開催中の第1回市議会定例会に補正予算案を提出するため提案するものです。1枚おめくりいただき、1ページをお開きください。

補正予算内訳、初めに歳入です。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目4教育費国庫補助金の節1小学校費補助金及び節2中学校費補助金を、320万円と180万円、それぞれ増額するものです。経済対策の一環として、国の理科教育設備整備費等補助金の総枠が増額されたことから、本市としても理科備品の整備のための歳出予算を増額し、その2分の1の額を歳入として計上するものです。

2ページをお開きください。補正予算内訳、歳出です。項2小学校費、目2教育振興費、事務事業、理科教育設備等整備事業に係る経費、節18備品購入費について、歳入で説明いたしました国の補助金の総枠が増額されたことから、理科備品の整備を図る予算を、640万円増額するものです。同様に項3の中学校費でも、360万円増額し、これにより小学校、中学校の合計の理科備品整備予算は、1,000万円増額し、1,120万円となります。

次に、項3中学校費、目5学校整備費、事務事業、教育環境整備事業に係る経費、節18備品購入費です。こちらは第一中学校の非常用放送設備について、点検の結果、機器の取りかえが必要との報告が3月にあり、4月以降速やかに対応するため、新たに315万9,000円を計上しています。

次に、項9図書館費ですが、こちらは先ほど第5号議案で、平成24年度補正予算に計上したことに伴い、平成25年度予算から同額の820万円を、減額するものです。

歳出については、以上、合計495万9,000円を増額するものです。

説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございました。ご質問、ご意見などございますか。

是松委員長。

○【是松委員長】 少し補足しておきます。今、3月の市議会の定例会の会期中ですが、既に平成24

年度の補正予算、教育費を含んで出しておるところでございますけれども、今出している補正予算は8号補正でありまして、先ほどの5号議案の補正予算は9号補正として、最終本会議に提出する予定でございます。同じく、こちらの6号議案の新年度の補正予算は、1号の補正予算となります。既に新年度予算は、予算特別委員会でも可決されているところでございますけれども、そちらを追いかける形で、新年度の1号補正予算を、最終本会議に提案させていただくということで、その前にお諮りしているものです。

それから、新年度の1号の補正予算につきましては、特に理科教育の設備等の整備事業に係る経費ということでの理科教材備品の購入で、国の2分の1の補助があるということがございますので、担当課の学校指導課が財政部局に対してさまざまなデータを駆使して、予算獲得を図りまして、今般、小学校は1校当たり80万円、中学校は1校当たり120万円の追加の理科備品整備用の予算を獲得して、市議会へ提案するというものでございます。

○【佐藤委員長】 詳しいご説明をいただきました。ご質問、ご意見などはございますか。

2つお伺いしたいのですけれども、今、教育長から理科教育設備整備費補助金については、学校指導課が財政部局に働きかけて予算を獲得して、今回最終本会議に提案していただくというお話でした。こちらの補助金に関しては、さまざまなデータというお話がありましたけれども、理科の設備、具体的にどのような備品を検討されたのかをお伺いしたいのと、あともう1点は、非常用放送設備機器のことについてです。

では、まず、学校指導課長、お願いします。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 今回の理科備品の整備ですが、限定された事業ということで予算取りをさせていただいています。具体的には、各学校が新学習指導要領の内容に照らしたり、これまで備えている備品の老朽度等を踏まえて、この限度額の中で購入したい備品ということで調査をして、こちらが事務手続を進めて、購入していくということになります。

○【佐藤委員長】 具体的には、固まりつつあるのでしょうか。まだですか。

○【渡辺学校指導課長】 はい。これから、学校のほうにはお伝えすることになります。

○【佐藤委員長】 わかりました。ぜひ、有効にお使いいただくようお願いしたいと思います。

もう1点は、非常用放送設備機器に関することですが、第一中学校の非常用放送設備が老朽化により使用不可能になったということでした。先ほどお話が出た教育フォーラムで、地震発生時に非常用の放送機器にふぐあいが生じて機能しなかったというお話がありました。今回は老朽化ということですが、第一中学校以外の学校に関しては、現状では、問題ないと考えてよろしいのでしょうか。

宮崎教育庶務課長。

○【宮崎教育庶務課長】 こちらは、火事等の発生をお知らせする校内の放送設備です。家庭にもあります「火事です、火事です」とお伝えするような設備です。こちらについては、毎年1校ずつ新しく交換しております。平成25年度に関しましては、第一小学校、平成26年度、第一中学校を予定していたところなのですが、第一中学校の検査の結果報告が、3月にはありまして、ヒューズが非常発報時には飛んでしまっていて機能しない。年に2回行っているのですが、前の点検では問題なかったのですが、設備が古いもので、ヒューズ交換では対応できないということがございましたので、平成26年度の予定を前倒して交換することになりました。第一中学校、それから、平成25年度の第一小学校の交

換をもって、学校等においては全て一巡して交換が終わるのですが、また、最初に交換した学校は、10年以上たってしまっていますので、これから先も順次続けて、いい状態を保っていくようなことが必要になってくると考えています。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議案第6号、平成25年度教育費(3月)補正予算案の提出については、可決といたします。



○議題(4) 議案第7号 国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について

○【佐藤委員長】 次に、議案第7号、国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

宮崎教育庶務課長、お願いします。

○【宮崎教育庶務課長】 議案第7号、国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について、ご説明いたします。

平成25年4月1日付の国立市の組織改正にあわせ、教育委員会の組織を改正するとともに、新設の課長補佐職を配置できるようにすることに伴い提案するものです。3枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。議案のかがみから3枚めくっていただいた、横版の新旧対照表です。

第2条では、これまでの教育庶務課、学校指導課を、教育総務課、教育指導支援課に改編し、それぞれの係の設置を定めています。

第3条では、新たに課長補佐職を置くことができる旨を追加し、その職務を明確にしています。

次のページになります。第5条は、新たに改編されたそれぞれの課の分掌事務を規定しています。これまでの教育庶務課施設系の事務が、市長部局の建築営繕課においてとり行うことから削除し、教育総務係の事務に、その次、6分の3ページですが、第17号として、市立学校の設置及び廃止並びに敷地の決定及び整備計画に関することを追加しています。

学務保健係の事務は、おおむね学校指導課から教育総務課に移管しています。

教育指導支援課では、次のページ、6分の4です。これまでの学校指導課指導係の事務のほか、学務保健係の就学相談に関することと、教材、教具及び学校備品の整備に関することを教職員係と指導支援係で分掌することとしています。

生涯学習課からは、放課後子ども教室に関することが、市長部局の児童青少年課に移行することから、削除しています。

その他一部用語を、整備しています。

説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしい

でしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第7号、国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。



○議題(5) 議案第8号 国立市教育委員会事務局事務専決規程の一部を改正する訓令案について

○【佐藤委員長】 次に、議案第8号、国立市教育委員会事務局事務専決規程の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

宮崎教育庶務課長、お願いします。

○【宮崎教育庶務課長】 議案第8号、国立市教育委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令案について、ご説明いたします。国立市の組織改正及び課長補佐を配置できるようにすることに伴い、提案するものです。2枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。

第2条、第3条、次のページですが第6条及び第7条では、課長補佐の配置に伴う決裁手続のほか、一部用語の整理をしてございます。

1枚おめくりいただきまして、5分の4ページになりますが、第8条では、組織改正及び指導担当課長の人事措置に伴い、それぞれの課長の専決事項を、整理しています。

説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

是松教育長。

○【是松教育長】 課長補佐職について、少しご説明申し上げておきますと、市の職制は、各部に部長がおりまして、その下に各課の課長がおります。その次が、係長あるいは主査という係長職だったのですけれども、その中間に、今回の「課長補佐職」という職ができるということです。ただし、課長が管理職職員であるのに対しまして、課長補佐は管理職職員ではありません。あくまでも、係長級の職員ですが、係長よりももっと課長の役割、補佐に重きを置く職ということで、課長補佐職の中から次の管理職である課長職が出てくるという職であります。

こちらは、各課に全て置かれるかといいますと、人事措置になりますので、課長補佐にふさわしい人材であれば、課長補佐として係長を課長補佐に登用するというところでございますので、おおむね課長補佐は係長を兼ねるということになろうかと思えます。そのようなことで、これから各教育委員会の部局にも課長補佐を置けるよう、規則や要綱をご審議願いますが、こちらは置かれた場合ということでございますので、これをもって全ての部局、教育委員会の部局に課長補佐が置かれるということではございませんので、その点についてご説明申し上げておきます。

○【佐藤委員長】 課長補佐職について、詳しい説明をいただきました。

何かございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第8号、国立市教育委員会事務局事務専決規程の一部を改正する訓令案につ

いては、可決いたします。



- 議題（6） 議案第9号 国立市教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第10号 国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について
- 議案第11号 国立市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する訓令案について
- 議案第12号 国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について
- 議案第13号 国立市特別支援教育専門家チーム設置要綱の一部を改正する訓令案について
- 議案第14号 国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案について
- 議案第15号 国立市子ども読書活動推進計画策定案委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について
- 議案第16号 国立市放課後子ども教室推進事業実施要綱を廃止する訓令案について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第9号、国立市教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部を改正する規則案についてから、議案第16号、国立市放課後子ども教室推進事業実施要綱を廃止する訓令案についてまでの8議案は、平成25年4月1日付で行われる組織改正の関連議案となります。一括説明をお願いし、一括審議の後、採決は個別で行いたいと思います。

それでは、宮崎教育庶務課長、お願いします。

○【宮崎教育庶務課長】 議案第9号から議案第16号までは、組織改正に伴う関連議案ですので、続けてご説明いたします。

基本的には、名称変更や所掌事務の移管によるものです。

議案第9号、国立市教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部を改正する規則案について、及び次の議案第10号、国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案については、それぞれの規程中、教育庶務課長の名称を教育総務課長に改めるものです。

議案第11号をお開きください。議案第11号、国立市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する訓令案について、及び次の議案第12号、国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案については、それぞれの担当課として学校指導課を教育指導支援課に改めるものです。

議案第13号、国立市特別支援教育専門家チーム設置要綱の一部を改正する訓令案については、子ども家庭部児童課職員を子ども家庭部児童青少年課職員に、学校指導課を教育指導支援課に改めるものです。

議案第14号、国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案については、第12条に定める運営協議会の構成のうち、学校指導課長を教育指導支援課長に改めるとともに、指導担当課長をあわせて構成に加えております。

議案第15号、国立市子ども読書活動推進計画策定案委員会設置要綱の一部を改正する訓令案については、児童課長を児童青少年課長に、学校指導課長を教育指導支援課長に名称を変更することに伴い、委員を定める別表を改正するものです。

議案第16号は、放課後子ども教室担当を市長部局へ移管することに伴い、教育委員会の定める国立市放課後子ども教室推進事業実施要綱を廃止するものです。同じ内容の要綱が、市長部局において制定、施行されます。

説明は、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

それでは、一括してご質問、ご意見などお受けいたします。いかがでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、個別採決に入ります。

まず初めに、議案第9号、国立市教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部を改正する規則案については、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第9号、国立市教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。

続いて、議案第10号、国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案については、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第10号、国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案については、可決といたします。

続いて、議案第11号、国立市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する訓令案については、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第11号、国立市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する訓令案については、可決といたします。

続きまして、議案第12号、国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案については、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第12号、国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案については、可決といたします。

続いて、議案第13号、国立市特別支援教育専門家チーム設置要綱の一部を改正する訓令案については、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第13号、国立市特別支援教育専門家チーム設置要綱の一部を改正する訓令案については、可決といたします。

続いて、議案第14号、国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案については、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第14号、国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案については、可決といたします。

続きまして、議案第15号、国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令案については、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第15号、国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令案については、可決といたします。

続いて、議案第16号、国立市放課後子ども教室推進事業実施要綱を廃止する訓令案については、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第16号、国立市放課後子ども教室推進事業実施要綱を廃止する訓令案については、可決といたします。



○議題(7) 議案第17号 国立市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第18号 国立市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案について

議案第19号 国立市公民館処務規則の一部を改正する規則案について

議案第20号 国立市図書館処務規則の一部を改正する規則案について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第17号に移ります。議案第17号、国立市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則案についてから、議案第20号、国立市図書館処務規則の一部を改正する規則案についてまでの4議案については、課長補佐職設置に伴う関連議案ですので、一括説明をお願いし、一括審議の後、採決は個別で行うことといたします。

それでは、宮崎教育庶務課長、お願いいたします。

○【宮崎教育庶務課長】 議案第17号から議案第20号までは、課長補佐職の配置に伴う関連議案ですので、続けてご説明いたします。

課長補佐職については、平成24年4月1日より、職員の給与に関する条例上、職務の級4級職に位置づけられ、平成25年4月1日より、教育委員会においても人事上、配置される可能性があることから、関係例規について、課長補佐職を置くことができるよう整備するものです。

先ほどの議案で、教育長からも補足がございましたが、人事上の措置ですので必ず配置されるというものではございません。

議案第17号、国立市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則案については、教育委員会の職員の役職名に、課長補佐を追加するものです。

議案第18号、国立市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案については、給食センターの役職として所長補佐を、議案第19号、国立市公民館処務規則の一部を改正する規則案について、及び議案第20号、国立市図書館処務規則の一部を改正する規則案については、それぞれ館長補佐を追加し、その他規程の整備をしております。

説明は、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。議案第17号から第20号まで、ご質問、ご意見などございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○【佐藤委員長】 よろしければ、個別採決に入ります。

まず初めに、議案第17号、国立市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則案については、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 議案第17号、国立市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。

続いて、議案第18号、国立市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案については、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 議案第18号、国立市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。

続いて、議案第19号、国立市公民館処務規則の一部を改正する規則案については、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 議案第19号、国立市公民館処務規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。

続いて、議案第20号、国立市図書館処務規則の一部を改正する規則案については、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 議案第20号、国立市図書館処務規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。



○議題（8） 議案第21号 国立市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第21号、国立市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案についてを議題といたします。

宮崎教育庶務課長、お願いします。

○【宮崎教育庶務課長】 議案第21号、国立市教育委員会の権限に属する事務の補助施行に関する規則案について、ご説明いたします。

平成25年4月1日付の国立市組織改正に伴い、市長部局の新組織である行政管理部建築営繕課が、学校施設の保守・営繕等を取り行うことから、市長の補助機関である職員に、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務を補助執行させることとするため提案するものです。なお、前提となる市長との協議につきましては、平成25年3月12日付で協定を締結し、完了しております。

それでは、内容についてご説明いたします。表紙をおめくりください。第1条では、この規則は補助執行について必要な事項を定めるものである旨を規定しています。

第2条では、補助執行の原則について規定し、第3条では、別表のとおり補助施行させると定めています。

次のページの別表をごらんください。補助執行をさせる職員は行政管理部の職員としており、具体

的には行政管理部長及び建築営繕課の所属職員となります。また、補助執行事務について、1～5まで規定しております。

前のページにお戻りいただき、第4条では、補助執行の決裁について、国立市教育委員会事務局事務専決規程の例によるものとしています。

第5条では、別表に記載のない臨時的な事務についても、教育委員会が必要と認める場合は補助施行させることができると規定しています。

第6条では、この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めるとしております。附則では、組織改正の日にあわせ、施行日を平成25年4月1日としています。

これまでは、教育委員会事務局の施設系の建築技術職員が、学校の営繕業務をワンストップで対応してきました。組織改正により建築技術職員が市長部局に一元化される中で、学校の営繕業務のワンストップ体制を引き続き確保し、市長部局においても責任を持って、迅速に行っていただくための規則です。

説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

○【佐藤委員長】 是松教育長。

○【是松教育長】 こちらも、少し補足をさせていただきます。こちらをもって、国立市教育委員会の事務の補助執行を、特に営繕部門においては市長部局で行ってもらわなければならないわけですが、先ほど議決をいただきました、第7号議案の国立市教育委員会事務局の処務規則の一部を改正する規則案の中の新旧対照表をお開きいただき、6分の3というところになりますが、おわかりになりますでしょうか。6分の3の右の枠内に施設係がございまして、こちらを今般削除したわけですが、この中に、施設係としての所掌事務で、教育委員会の権限として外せない所掌事務がございまして、(1)の市立学校の設置及び廃止に関することと(3)の学校施設の敷地の決定及び整備計画に関すること、こちらは教育委員会としての最終権限にかかわるものでございまして、この部分については、旧規則の中では削除しましたが、新規則、改正後の規則に、今度は左側になりますが、(17)に市立学校の設置及び廃止、それから敷地の決定、そして整備計画に関することを移し込んでおります。ですから、この最終的な営繕、営繕そのものの計画、修復などの修繕、改築等の計画は専門技術職であります建築営繕課にお願いしますが、全体的な整備方針等につきましては、引き続き教育委員会が責任を持って決定していくという内容になっておりますので、その点を補足説明をさせていただきます。

○【佐藤委員長】 補足のお話もいただきました。何かご質問、ご意見などいかがでしょうか。

規則案については、結構だと思います。1つお伺いしたいことは、第5条の臨時的事務の補助執行で、「別表に掲げる補助執行事務ほか」とありますけれども、例えばどのようなものが考えられるのでしょうか。

宮崎教育庶務課長。

○【宮崎教育庶務課長】 具体的に建築営繕課が行う事務として、今現在、こういったものがあるからというようなことを想定して入れたというわけではございません。ただし、今後、さまざまな国の施策で、自治体において急遽対応しなければいけないような事務が発生したときに、どこで行うことが一番適切で、その場合に、建築営繕課が行うことが、一番市としていいという判断があった場合に、こちらに文言が入っていない場合にできないということになってしまいます。あくまでも教育委員会権限に属することを、こちらの別表になくても、状況等からして教育委員会が必要であると判断すれ

ば、建築営繕課の市長部局の職員が対応できるようにという状況を担保していくために、入れてございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。よくわかりました。  
ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 よろしければ、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第21号、国立市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案については、可決といたします。



○議題(9) 議案第22号 教育委員会事務局組織改正に伴う勤務命令について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第22号、教育委員会事務局組織改正に伴う勤務命令についてを議題といたします。

宮崎教育庶務課長、お願いします。

○【宮崎教育庶務課長】 議案第22号、教育委員会事務局組織改正に伴う勤務命令について、ご説明いたします。

平成25年4月1日付の教育委員会事務局組織改正の際に、人事異動等の辞令を特に発せられない場合は、本訓令により新組織での勤務を命じられたものとするものです。

1枚おめくりいただき、記書きの表をごらんください。

表の旧の欄、教育庶務課の職員と、学校指導課のうち学務保健係の職員は、新組織の教育総務課、学校指導課のうち指導係の職員は、新組織の教育指導支援課での勤務を、この訓令により命じるものです。

説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。  
よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第22号、教育委員会事務局組織改正に伴う勤務命令については、可決といたします。



○議題(10) 議案第23号 国立市立学校給食センター衛生委員会等事務取扱要綱案について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第23号、国立市立学校給食センター衛生委員会等事務取扱要綱案についてを議題といたします。

村山学校給食センター所長、お願いいたします。

○【村山学校給食センター所長】 それでは、議案第23号、国立市立学校給食センター衛生委員会等事務取扱要綱案について、説明させていただきます。

提出理由であります。労働安全衛生法の規定に基づき、職場における職員の安全と健康を確保するため、国立市立学校給食センター衛生委員会等事務取扱要綱を制定するものでございます。

労働安全衛生法に基づく取り組みとしては、これまで、市の全体の中で取り組んできたところでございますが、学校に配置しています配膳員までを含めると、常時50人以上が所属している事業場ということになりますので、今回、独自に衛生委員会を設置するために、本要綱を制定するものでございます。

それでは、要綱案について、具体的に説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、まず、第1条におきましては、趣旨といたしまして、衛生委員会の設置に係る事務やそのほかの事務について必要なことを定めるものということで、こちらに示させていただいております。

第2条におきましては、安全管理者の設置及び職務といたしまして、第1項では、職員の安全管理を行う安全管理者を置くこと、第2項では、教育委員会がその任命をすること、第3項、4項につきましては、職務等を規定しております。

第3条におきましては、衛生管理者の設置及び職務といたしまして、第1項では、職員の衛生管理を行う衛生管理者を置くこと、第2項では教育委員会がその任命をすること、第3項、4項におきましては、職務等を規定しております。

第4条では、産業医の設置及び職務といたしまして、第1項では、職員の健康管理等を行う産業医を置くこと、第2項から第4項までにつきましては、職務等を規定しております。

第5条では、衛生委員会の設置及び職務として、第1項では、職員の安全と健康に関する事項を調査、審議する衛生委員会を設置すること、第2項につきましては、次の2枚目にわたりますが、委員会の職務として5項目、掲げていることについて、審議を行うことと定めております。

第6条におきましては、委員会の組織でございまして、資料にございますように、安全管理者1人、衛生管理者1人、産業医1人、労働安全または衛生に関連する職にある職員2人、職員団体または職員の過半数を代表する者が推薦する職員4人、計9人をもちまして構成いたします。また、4号及び5号の任期につきましては、2年としております。

第7条では、委員会の委員長及び副委員長といたしまして、委員長は安全管理者が担い、副委員長につきましては、先ほどの構成員中の職員団体または職員の過半数を代表する者が推薦した職員4名のうちの互選ということで規定しております。

第8条につきましては、会議といたしまして、委員の半数以上の出席をもって、月1回以上の開催をするものと定めております。

第9条では、委員会の意見聴取等といたしまして、委員以外の者から資料提供などを行えることが可能であるということを規定し、第2項では、委員長は委員会において、調査・審議した結果を教育委員会に報告するとともに、必要に応じて委員会の意見を述べるができることとしております。

第10条では、合同委員会といたしまして、必要に応じて、国立市労働安全衛生委員会と合同で会議を開催することができる旨を規定しております。

第11条は秘密を守る義務、第12条は庶務といたしまして、委員会等の庶務については、給食センターにおいて処理する旨を規定しております。

最後に附則でありますが、この訓令は、平成25年4月1日から施行することとさせていただいております。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ご質問、ご意見などございますか。

2つお伺いしたいと思います。独立行政ということだと思うのですが、今、お話にありました安全管理者、衛生管理者、産業医の任命権者が、市長ではなく、教育委員会ということに関して、それからもう1点は、合同委員会のところにあります、国立市労働安全衛生委員会について、説明をいただいでよろしいでしょうか。

村山学校給食センター所長、お願いします。

○【村山学校給食センター所長】 任命についてでございますか。

○【佐藤委員長】 市長ではなくて、教育委員会が任命するという点について、補足といたしますか、何かお話があればお願いします。

○【村山学校給食センター所長】 はい。まず、任命権者が教育委員会ということでございますが、こちらにつきましては、当初、市長ということも考えられたのですが、市長部局の担当と法制担当との協議の中で、教育委員会が本来任命するものであるということで整理された経過があります。

それから、2点目の国立市労働安全衛生委員会との合同の関係でございますが、こちらにつきましては、市全体の取り組みということで、副市長を座長といたしました委員会があります。そちらの委員会に、各部長職、そして労働組合の推薦者で構成される16名の大きな枠がありまして、そちらの会議が年4回以上と開催日程が定められておりますので、そちらに私どもが同席して、年4回は合同で行うということを想定しております。したがって、市全体の中での安全管理と衛生管理を審議している機関ということでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第23号、国立市立学校給食センター衛生委員会事務取扱要綱案については、可決といたします。



○議題(11) 議案第24号 国立市情緒障害等・言語障害通級指導学級設置要綱の一部を改正する訓令案について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第24号、国立市情緒障害等・言語障害通級指導学級設置要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 それでは、議案第24号、国立市情緒障害等・言語障害通級指導学級設置要綱の一部を改正する訓令案について、ご説明申し上げます。

平成25年4月に、国立市立国立第七小学校に、情緒障害等通級指導学級が新設されることに伴い、要綱の一部を改正するものであります。

2枚めくっていただきますと、新旧対照表がございます。こちらをごらんいただけると、大変わか

りやすいと思います。第2条の第1項のところになります。こちらに、新たに国立市立国立第七小学校を加えるというものであります。

以上です。よろしくご審議ください。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

先ほど教育長報告の中で、開設の準備を進めているというご報告をいただきました。ハード面に加えて、指導体制など、六小との連携ということも当然出てくるとは思いますけれども、そのあたりのお話を伺ってもよろしいでしょうか。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 昨年、国立市立国立第二中学校に、情緒等の通級指導学級を開設した手順とほぼ同様の流れで、今、開設、開級の準備を進めております。今後は、5月のゴールデンウィーク明けに開級式を行う予定を立て、4月1日に、2名の教員が配置されますので、この2名の教員が4月以降、第七小学校の情緒等の通級指導学級に通級することになる児童の在籍学級を訪問したり、あるいは現在、第六小学校に通級している児童もおりますので、こちらの児童の支援、指導の情報を収集したり、行動観察等をし、支援計画を立て、指導が円滑に進められるように準備を進めていくという流れになっております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 よろしければ採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第24号、国立市情緒障害等・言語障害通級指導学級設置要綱の一部を改正する訓令案については、可決といたします。



○議題(12) 議案第25号 国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第25号、国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 議案第25号、国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、ご説明申し上げます。

平成25年度より市教育委員会が市立小・中学校長の申し出により、各学期の期間及び休業日の期間を変更できる旨の規定を追加するため、規則の一部を改正するものであります。

このことにより、小・中学校の授業日数を確保し、日々の教育活動を一層充実させるということを目指しております。具体的には、2枚めくっていただいた3枚目の新旧対照表をごらんください。

第3条の学期の規定に、「ただし、国立市教育委員会は、校長の申出により学年内において各学期の期間を変更することができる」という一文を加え、また、もう1枚めくっていただきますと、「ただし、委員会は、校長の申出により第1号から第3号までの休業日の期間を変更することができる」、

また（６）に「その他委員会が定める日」というように、追加と訂正、改正を示したものでございます。

このことにより、従来の夏季休業日中に授業をすることができるようになり、それに伴って学期の指定を変更し直す必要があるということでの改正となります。

以上です。よろしくご審議ください。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

この改正により目指すものをお話いただきました。規則案については、結構だと思います。伺いたいことは、ほかの自治体もこうした弾力化を、図っている状況にあると考えてよろしいのでしょうか。  
渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 以前の学習指導要領の改定で学習内容が削減され、学力低下が話題になり、新しい学習指導要領の実施後、戻されたという経緯があり、授業日数の確保が大変難しい状況であります。大きく2通りの授業日数の確保の方法がありまして、土曜日に授業を行う、あるいは休業日中に授業日を設けて授業を行うという2通りがあります。各自治体で、さまざまな方策をとって時数を確保しているところですが。夏季休業日中について、授業日を設定している自治体も数多くありますし、土曜日を固定して授業日としている自治体もあり、混在している状態です。ただし、今、学校週6日制という話題が起きていますので、そちらの動向も見守りながらということになりますが、当面、平成25年度についてこのような改正を行い、校長の申し出に従って教育課程の編成を進めていただくような流れになっている状況です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 では、よろしければ採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 議案第25号、国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。



○議題（13） 議案第26号 国立市立中学校における学期の期間及び休業日の期間の変更について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第26号、国立市立中学校における学期の期間及び休業日の期間の変更についてを議題といたします。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 議案第26号、国立市立中学校における学期の期間及び休業日の期間の変更について、ご説明いたします。

先ほどの議案第25号でご説明したとおり、中学校の授業日数を確保し、日々の教育活動を充実させるということを目的といたしまして、学期の期間及び休業日の変更について議案とするものでございます。市内の3中学校長より、教育課程の編成事務の相談過程とともに、教育課程の届け出をもって申し出がありましたので、次のように変更するものです。

1枚めくっていただきまして、学期ですが、1学期を4月1日から8月25日まで、2学期を8月26日から12月31日までといたします。休業日につきましては、夏季休業日を7月21日から8月25日までとするものでございます。

以上です。よろしくご審議ください。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

先般の「くにたちの教育」に、このことについての記事がありましたけれども、それを受けて、教育委員会や学校に寄せられた声などは、あったのでしょうか。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 特に、直接教育委員会には、お声はいただいております。また、学校では、懇切丁寧に保護者会や全体会等で説明をして、周知をしているということでもありますので、今のところお声はいただいております。

○【佐藤委員長】 わかりました。ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、よろしければ採決に移ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第26号、国立市立中学校における学期の期間及び休業日の期間の変更については、可決といたします。



○議題(14) 議案第27号 平成25年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第27号、平成25年度国立市立小・中学校の教育課程の受理についてを議題といたします。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 議案第27号、平成25年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について、ご説明申し上げます。

教育課程の受理作業については、指導主事が専門とし、時間をかけて行ってまいりましたので、市川指導主事のほうから、各学校の教育課程の状況について、ご説明させていただきます。

○【佐藤委員長】 それでは、市川指導主事、お願いいたします。

○【市川指導主事】 昨年12月20日に、教育課程届出説明会を開催いたしました。そこでは、市の最重点課題として、3点を示したところです。

1点目は、いじめや自殺防止、防災教育など命の教育の充実、2点目は、問題解決的な学習過程を重視した授業改善、3点目は、個を大切にされた特別支援教育の推進と校内体制の整備。こちらの3点を受け、各学校で教育課程の編成の準備を行っていただきました。

それから、2月下旬に教育課程の届出相談がありまして、一度原案を出していただき、指導主事のほうで、聞き取りをしたり、アドバイスをしたりするという期間がございました。その後、3月上旬に本教育課程を受け付けたという流れになっています。

全体的な様子ですが、3点ございまして、1点目としては、校長先生の学校経営方針を大変よく具現化しているということを感じています。2点目は、この教育課程編成は、校長の責任のもと、全教員が携わることと学習指導要領でもうたわれているわけですが、全ての学校で実践されていると感じています。3点目は、先ほど申し上げた市の重点3点を踏まえた教育課程を編成していただいていると感じているところです。



以上を踏まえまして、これから各学校について、説明をさせていただきますが、全てを説明いたしますと、かなり時間がかかりますので、各校、特徴的なものや様子を1点か2点、説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、国立第一小学校です。見ていただきたいのですけれども、左上に第1表、第2表、第3表、第4表と書かれています。それぞれに番号が打たれていますので、状況によってこの番号をお示しながら説明をさせていただきます。

国立第一小学校、校長先生が目指す学校は、「子どもが伸び伸びと過ごせる学校」ということでした。勉強はもちろんですが、異年齢の集団的な活動を通して、心も同時に、きちんと育てていきたいと申しておりました。

特徴的なものとしては、第1表、1の(2)の③にあるのですが、来年一小が140周年を迎えます。この行事を通して、子どもたちに、地域を愛する心や学校を愛する心を育てていきたいと申しておりました。

続いて、国立第二小学校に移ります。国立第二小学校ですが、2の指導の重点の(2)の4つ目にあるのですけれども、「花と水と絵と音楽のある学校」ということを、目指したいということでした。具体的には、校庭芝生化を進めたり、校内ギャラリーや金管バンド、屋上庭園など、これらの充実を図っていきたいということでした。

さらに2の(1)のイ、2つ目になりますが、こちらはご提出してくださいとは言っていなかったのですけれども、二小のほうで考えていただいて、「命の教育全体計画」というものを作成していただきました。こちらは市の重点としても先ほど申し上げたとおりですが、大変よいものなので、今後、各学校にもお知らせをしたいと考えているところです。

続いて、国立第三小学校に移ります。国立第三小学校ですが、まず、2の(1)のイの「道徳」と書いてあるところの丸の2つ目ですが、道徳教育推進教師が各学校に、必ず1名います。教育委員の方々も、今年度、国立第八小学校で、道徳教育推進教師、教師道場に通っている教員の授業を見たとありますが、三小でも八小の教員の授業を見た教員もおりまして、国立第三小学校でもあのよう、非常に力量の高い教員を育てて、道徳教育をさらに充実させたいということが、校長の願いであると申しておりました。

それから、戻っていただいて、1の(2)の一番下、キですが、第一小学校同様、第三小学校でも創立60周年を迎えますので、この行事を通して、子どもに身につけさせたい力を明らかにしたいということでもありました。

続きまして、国立第四小学校に移ります。国立第四小学校は、1枚目、1の(2)の丸の6番目、相対的に比べたときに、体力テストの結果が若干低いということで、体育の授業改善を通して、体力向上を図りたいということがありました。

また、人権教育という言葉がたくさん出てくるのですが、国立第四小学校では、平成22年度に東京都教育委員会の人権尊重教育推進校の指定を受け、研究を進めたという経緯があります。この成果が、今も受け継がれているのですが、こちらをもう一度見直して、その成果が全校の教育活動に反映されるように努めてまいりたいということでございました。

続きまして、国立第五小学校に移ります。国立第五小学校ですが、2の(2)、3枚目になりますが、特色ある教育活動の「オ」です。言語能力推進校ということで、言語能力の向上に関する取り組みを進めていくということでございます。さらにその「オ」からずっと下に行っていただいて「ス」

というところがあります。そちらには明記をされていないのですけれども、今年度、各教科・領域等の指導計画の中に、五小では人材活用の内容を盛り込んでおりました。学校だけで教育活動を充実させるのは限界がございますので、もう少し広い目で教育活動の充実を図っていきたいということでありました。

続きまして、国立第六小学校に移ります。国立第六小学校、校長先生の一番の柱は確かな学力の育成です。具体的に申し上げますと、2の(1)のアの①、一番上になりますが、学力調査等の分析、また授業改善推進プラン、これらを連動させながら、児童に確かな学力を身につけさせたいということです。

さらに、そちらには書いてありませんが、来年度から、教員がきちんとついた朝自習の時間を週2回設定し、学力向上に努めていきたいということも申しておりました。

続いて、国立第七小学校に移ります。国立第七小学校、校長先生の方針の1つは、「わかる喜び、学ぶ楽しさ」ということです。それらを踏まえまして、1ページ目、1の(2)の④、特に、言語活動に着目しながら、児童の思考力、判断力、表現力等を育てていきたいということでもあります。

七小で相談を受けたときに、担当の主幹教諭が申していたのですが、全ての学校も同様でしたけれども、計画は前年度の踏襲ということが多いのですけれども、先生方はそのような前年度踏襲ではなくて、校長先生の学校経営方針をいかに具現化するかという観点で、とても忙しい中、一生懸命頑張ってくれたということを申しておりましたので、お伝えをさせていただきたいと思えます。

続いて、国立第八小学校です。まず、1ページ目ですが、1の(2)、⑥、国語の校内研究を進めているのですが、引き続きこちらを進めて、さらに、児童から見た6年間の系統的な学びを重視していきたいということでありました。

1枚めくっていただいて、2の(1)のイの②、先ほど第三小学校でも触れさせていただきましたが、道徳教育推進教師が、大変力量のある教員ですので、この教員の力を全ての教員に波及させたいということでありました。

続きまして、中学校に移ります。国立第一中学校です。国立第一中学校は、1枚めくっていただいて、2の(1)アの③、冒頭に「少人数授業」ということが書かれていますが、特に来年度からは、社会科においても少人数授業が実施されます。あまり例がないのですけれども、研究を深めて、社会科を魅力あるものにしていきたいということでありました。

さらにこちらのページ、下のほうになりますが、(2)特色ある教育活動の②に、いじめ防止プログラムの実施ということがございます。このようなプロジェクトを受けて、いじめ問題をどのように解決したらいいかということ、教師が一方向的に押しつけるのではなくて、生徒みずからで考えさせ、課題解決を図っていくような内容になっているのですが、こちらを推進していきたいということでした。

続いて、国立第二中学校に移ります。国立第二中学校ですが、1ページ目、1の(2)のイの②、一番下のところ。授業の充実はもちろんなのですが、中でも家庭学習の充実に努めていきたいということです。保護者のアンケートにも、家庭学習がなかなかうまくできないというような声があるので、これらを通して進めていきたいということでありました。

国立第三中学校に移ります。国立第三中学校は、校内研究を通じた授業改善を柱にしております。具体的には、1枚めくっていただいて、2の(1)のアの⑨、「定期的に研究授業を実施し」というところがあります。三中は来年度、研究奨励校の指定を受けるということもあります。そこで、今年

度、4回であった校内研究会を11回にふやし、その充実を図っていききたいということでありました。

以上、簡単ではございますが、通常の学級の説明をさせていただきました。

引き続き、特別支援学級の特徴について、説明をさせていただきます。

まず、国立第一小学校です。国立第一小学校特別支援学級ですが、1枚めくっていただいて、2の（1）、アの2つ目、そちらに書いてあることですが、担任同士の連携です。よりよい授業をつくるために、例えば、TTをする場合、どのように役割分担をすればいいか。さらに補助員もおりますので、その補助員をどのように活用したらいいか、そのあたりについて、一番に取り組んでいきたいということです。

続いて、国立第三小学校に移ります。国立第三小学校特別支援学級で最も強調していたことは、1枚めくっていただき、右側のページ、3、その他配慮事項というところがありますが、こちらの真ん中、丸の3つ目です。関係機関との連携を強めていきたいということでした。保護者も含めて、各関係機関と連携をすることによって、今年度、教育活動が非常に活性化されるということを感じたので、来年度はさらに強めていきたいということです。

国立第五小学校に移ります。国立第五小学校では、1枚目、1の（3）の⑦、今年度の成果として、特別支援学級のお子さんが通常の学級に入ったり、また通常の学級のお子さんが特別支援学級に向いて授業を行ったりするなど、交流及び共同学習がとても効果的であったということでした。来年度は今年度の反省を踏まえながら、さらに充実したものになるよう努めていくということでした。

国立第八小学校です。国立第八小学校は、1枚めくっていただいた上のほうになりますが、2の（1）のアの midpoint の2つ目、効果的な学習形態の開発について、研究を進めたいということです。国立第八小学校は、他校と比べて人数がかなり多くなっていますので、どのような学習形態にしたら、一番教育効果が上がるかということについて、来年度進めていきたいということでありました。

最後になります。国立第一中学校。一中では、1枚目、1の（2）の②、「自立や社会参加」という言葉があるのですが、こちらをキーワードに、全ての教育活動に取り組んでいきたいということでした。特に、中学校は小学校と違い、高校進学または就職という先のことを現実的に考えなければならない場面が多くなるので、こちらを特に、生徒とともに考えていきたいということでありました。

以上、簡単ではございますが、教育課程届の概要について、説明をさせていただきました。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

各学校の教育課程のポイントを、わかりやすくまとめていただきました。また、感想として3点、大変うれしいご報告もいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

山口委員、お願いします。

○【山口委員】 感想ですが、当然のことと言えば当然のことなのですがけれども、各学校ごとの特徴や考え方、一生懸命熱意を持ってつくられていると感じました。また、校長先生も、周りの先生方も、一緒になってつくられたのだと思いました。

この教育課程を実際に生かしていけるように、実現していくように進めることに、私たちもバックアップできればと、改めて思いました。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 私も感想です。最初に目を通させていただいたときは、表現は少し違うのですが、

全体的には同じような内容が書かれていたという印象だったのですけれども、今、市川指導主事からお話を聞いて、何を目標としてやっていくのかということをお話いただいたので、とてもイメージしやすいといえますか、去年も学校へ伺ったのですが、さらにことは、こちらの教育課程を踏まえて、学校を見せていただこうと思いました。

前年度のもの画一してではなくて、ことしも新たなものをつくろうという思いが伝わってきて、私たちもおこたえできることは、一生懸命させていただきたいと思います。

本当に、思いが具現化できるような1年であることを祈っています。

よろしくお祈りします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

嵐山委員、お願いします。

○【嵐山委員】 いろいろなことが書いてあるのですけれども、これは校長先生が書いたのですか。

○【佐藤委員長】 市川指導主事、お願いします。

○【市川指導主事】 最終的には、校長先生が責任を持って作成するのですが、例えば、原案を副校長先生がつくったり、またその原案をつくる際の材料を、主幹教諭や主任教諭等が提供する場合があります。今申しましたように、最終的には、校長先生の責任のもとつくるということになります。

○【嵐山委員】 感想ですけれども、網羅的になっていますから、市川指導主事の説明を聞かないと、どこがポイントなのかわかりませんでした。羅列して、あれもこれも入れているので、ここがポイントだとわかる構成がほしいという感想を持ちました。

ただし、校長先生の熱意もわかりますし、特色も出ていると思います。

これは、保護者のところには行くのですか。これは、教育委員会に提出されるもので、秘密事項ですか。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 決して秘密事項ではありませんが、保護者にお配りするものではなく、こちらをもとに校長が、「学校だより」や校長の答弁等でわかりやすくお知らせをしていく、あるいはホームページでお示ししていくということです。

○【嵐山委員】 ホームページに載っているのですか、

○【渡辺学校指導課長】 そうです。また、嵐山委員がおっしゃるとおり、この教育課程の作成相談、受理の課程で、今求められている教育課題に対応していただくように、教育委員会からお願いしていくことが盛り込まれていくのです。年々社会情勢の変化とともにふえ続けていますので、かつては1枚目もこれほど多くのことが書かれていないものでした。

例えば、ここにICT教育ということが入ってくると、そちらを盛り込んでくださいと、ICT教育を各学校でも充実させてくださいと、私たちも助言等をしますので、学校は忠実にその学校の実態を踏まえて盛り込んでいきます。

世の中の求められている教育水準に立ちおくれないように助言をさせていただき、指導するということなのですが、それが全てここに網羅されて書かれることが本当にいいのかどうかという問題があります。ご指摘していただいたように、学校名を伏せて読んで、これは一小のものだとわかっただくような形態、形式をとっている県もありますので、様式等についても検討しなくてはということ、認識しているところでもありますので、お時間をいただきたいと思います。

○【嵐山委員】 ホームページに出すのでしたら、もっと集中的に絞って、わかりやすくしたほうが

と思います。それから、これは毎年変わるのですね。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 例えば、周年行事がある学校であれば、そこが重点ポイントになりますし、先ほど触れられませんでした。第四小学校では、高学年を教科担任でやってみるというような、まさにその学校の現状を踏まえて、翌年度の教育計画のどこに重点を置くかということを考えて作成していきます。また、保護者向けには、学校経営方針というような方針を、さらにポイント化したものを作成して、そういったものをホームページに公開したり、教員にも示して、このようなことを重点とした学校づくりをしていきますということを示していますので、経営方針と教育課程が、学校づくりの両輪となっているような形です。

○【嵐山委員】 わかりました。

○【佐藤委員長】 嵐山委員、また渡辺学校指導課長がおっしゃったように、ぜひ保護者会や「学校だより」、それからホームページなどを通じて、学校が何を目指しているのか、それはなぜなのか伝わるように、よろしくお願ひしたいと思います。

また、学校では時間をかけご苦労いただいて、1年の教育計画ともいべき教育課程を編成していただきました。本当にその労はありがたいと思います。初めに、学校指導課から最重要課題とする3点というお話がありましたけれども、先月の各課の次年度の事業計画の際に、学校指導課として5つの柱をお話していただきました。そちらも踏まえて目を通したときに、各学校が課題をしっかり意識をしていただいていることを感じました。各委員がおっしゃったように、学校の特色を生かした、また、全校が知恵を絞って、夢のある、堅実な教育課程を編成していただいて、ありがたいと思います。それでは、採決に入ります。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第27号、平成25年度国立市立小・中学校の教育課程の受理については、可決といたします。

ただいま、市内全校の教育課程を受理いたしました。教育課程が各学校で適正に実施されるように、また、本来の教育活動に専念できるように、教育委員会は学校を、そして先生方を支援してまいりたいと思います。それが子どもたちの最善の利益を守ることになると思いますので、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(15) 議案第28号 「『児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書』の締結に伴い、国立市情報公開及び個人情報保護審議会の意見を求める諮問書」の提出について

○【佐藤委員長】 続きまして、議案第28号、「『児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書』の締結に伴い、国立市情報公開及び個人情報保護審議会の意見を求める諮問書」の提出についてを議題といたします。

渡辺学校指導課長、お願ひします。

○【渡辺学校指導課長】 それでは、議案第28号、「『児童・生徒の健全育成に関する警察と学校と

の相互連絡制度の協定書』の締結に伴い、国立市情報公開及び個人情報保護審議会の意見を求める諮問書』の提出について、ご説明いたします。

本案件は、警察と学校間での相互連絡制度に係る協定書を締結するに当たり、締結後は児童・生徒の個人情報を提供することとなるため、国立市個人情報保護条例の規程に基づき、取り扱い制限の例外等について、国立市情報公開及び個人情報保護審議会の意見を求めるものであります。

まず、この制度の目的及びこれまでの経緯について、簡単にご説明をさせていただきます。本制度は、学校と警察がより緊密な連携を行うことによって、児童・生徒が犯罪の被害者になること、並びに非行及び犯罪を防止し、児童・生徒の健全育成を効果的に推進することを目的とした制度でございます。制度を導入すると、どのような利点があるかということになりますが、これまで以上に警察との連携が密になり、警察からの情報提供を受けることで、学校においても迅速に適切な指導を行うことができるようになります。このことにより、犯罪の再発を防ぎ、犯罪に関与した児童・生徒の規範意識の醸成及び立ち直りを具体的に指導できます。さらには、この制度によって、児童・生徒の健全育成及び非行防止に対する学校、家庭、地域の意識が高まり、警察との連携体制が強化されるものであります。

本件については、平成22年7月に、国立市情報公開及び個人情報保護審議会に、教育委員会として本協定書の内容について、諮問した経緯がございます。しかしながら、平成23年1月31日付で、同審議会から答申書が出され、その結果として、協定書で取り扱われる情報は、児童・生徒にとっての不利益情報も含まれる等々の理由で、不可とされております。

しかし、その後、社会情勢が大きく動いたこともあり、具体的には、いじめの問題等があつて、警察との情報をやりとりすることが、児童・生徒の命や安全を守ることに欠かせないという情勢がありまして、改めて、ここで本市としても諮問をしようという流れになっております。

では、諮問の内容についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、9分の1というところがございます。ここから(1)には、審議会に意見を求める例外的な事項について、どの条項のどのことについて、例外を求めているかということ、を、焦点化してお示ししてあります。1の(1)では、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の取り扱いということについてです。警察から学校への連絡により、次に掲げる児童・生徒の情報を学校が取り扱うことについて承認していただきたいということを諮問するということです。

まず、逮捕事案やぐ犯少年事案です。理由は、このような情報が進学、あるいは就職に際して不利益をこうむる一因となるおそれのある情報であります。児童・生徒の非行及び犯罪被害の防止と健全育成を効果的に推進する上では、学校が保管する必要がある場合があるという理由づけをして、諮問いたします。

(2)は、本人以外の者からの個人情報の収集ということについてです。同様に、警察から学校へ連絡があることによって、次に挙げる児童・生徒に関する情報を学校が収集することについて、承認していただきたいということになります。先ほどと同じ、ア、イに加えまして、ウでその他の児童・生徒の非行等問題行動に係る事案及び児童・生徒が犯罪の被害者となる、または被害者となる可能性がある事案で、警察署長が学校長への連絡を必要と認める事案です。

このことも、先ほどと同様、児童・生徒の安全を守るためにも、本人以外の者である警察から、個人情報を収集する必要があるという理由からです。

(3)は、個人情報を本人以外の者から収集した場合に、収集した旨及びその目的を本人に通知し

ないことについてです。警察から学校が、上記の（２）にお示した、ア、ウに掲げる情報を収集した場合で、本人に通知しないことが合理的と認められるときについては、認めていただきたいということであり、本人に通知しないことが合理的と認められるときとして、本人に通知することが、当該児童・生徒に対する指導の障害になったり、事案の解決を著しく困難にするおそれがある場合には、本人への通知をしないということにするということです。

（４）です。ここでは個人情報の目的外利用と外部提供についてです。学校から警察への連絡により、次に挙げる児童・生徒に関する情報を学校が目的外利用し、または外部提供することについての承認ということになります。

ア、児童・生徒が現に重大な犯罪を犯し、また犯すおそれがあると客観的に認められる場合であって、学校だけでは解決が困難であるため、緊急に警察の対応が必要であると認められる事案です。

イ、深刻な問題行動または暴力団等の組織が関与する事件に児童・生徒が関係し、学校だけでは解決が困難であるため、警察の協力が必要であると認められる事案です。

ウ、非行集団や不良グループなどの集団によって行われる問題行動に児童・生徒が関係し、学校だけでは解決が困難であるため、警察の協力が必要であると認められる事案です。

エ、児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となったりするおそれがある場合、その他の児童・生徒の生命、身体に重大な危険が生ずるおそれがある場合において、学校だけでは防止することが困難であるため、警察の協力が必要であると認められる事案です。

これらはいずれも、学校が警察に情報を提供するという場合は、どういう状況かということをも具体的に示したものであります。

（５）は個人情報の目的外利用をした場合に、その旨及びその目的を本人に通知しないことについてです。学校が警察に上記（４）ア、エに掲げる情報の目的外利用等をした場合で、本人に通知する必要がないと認められるときについてです。本人に通知する必要がないと認められるときとして、本人に通知することが、当該児童・生徒に対する指導の障害となり、事案の解決を著しく困難にするおそれがある場合には、本人への通知をしないこととするということになります。

次のページをめくっていただきますと、実際に本市と警察が結ぶ協定書案をお示ししてあります。こちらは、東京都が示したものをもとにして、国立市版を作成したものととなっております。ごらんとおり、見ていただきますと、目的から名称、関係機関、連携の内容、連携の対象等、また連携の範囲、連絡の方法、適正な情報管理、連携における対応、協議、経費、施行年月日、検討等についてお示ししてあります。

この協定が結ばれたときには、扱う児童・生徒の情報は重要な個人情報となりますので、このような協定書を警察署長と、国立市の教育委員会の教育長が、甲乙という関係で協定を結ぶということで、正式な文書を取り交わすこととなります。

また、実際に運用に当たってどのようなことに配慮していかなければいけないかということにつきまして、次のページからガイドラインを作成し、お示しをさせていただいております。

前回不可とされた主な理由が何点かありまして、１点として、情報を警察と学校がやりとりする上で、その基盤となる学校と保護者との信頼関係の情勢がどの程度かということに心配があるという指摘でありました。その後、各学校が先ほどの教育課程でもおわかりのとおり、丁寧な教育活動を進めておりますので、毎年行っています学校の外部評価についても、おおむね９割以上が肯定的な数値を示しておりますので、保護者と学校との関係についての醸成はなされていると、自信を持って申し上げ

げることができると思います。

また、取り扱われた情報によって、児童・生徒が不利益をこうむることがあった場合、苦情をどのように対応していくかということについてですが、このことにつきましては、ガイドラインの中の第15に示しました。9分の8ページになりますけれども、本制度への苦情及び不服申し立てへの対応という項目を設けまして、苦情や不服申し立てがあった場合は、校長がまずきちんと校内での事実確認調査を行い、その結果を教育委員会学校指導課長、組織が変わりますので教育委員会教育指導支援課長に報告し、その学校での調査に不十分さや的確さを欠くと認められたときは、教育委員会事務局において独自調査を行い、適正な対応を図るという項目を設けて対応していくことにいたしました。

続きまして、学校から警察へ、また警察から学校へ連絡をするときに、どのようなものが使われたかという記録を残すための様式を、2枚整えております。そして、最終ページには、この制度において、情報のやりとりがあった場合、学校から教育委員会に報告をする様式を整えております。

以上です。ご審議を、よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

諮問書については、前回より非常に具体的になっているので、わかりやすいと思いますし、理由の表記もあるので、とても工夫していただいたと思います。

それから、質問をしようと思ったのですが、前回の答申で指摘された点についてと、改善点についても、お話をいただきました。

いかがでしょうか。ご質問でも、ご感想でも結構です。

○【嵐山委員】 今までいろいろと話してきましたが、素直な感想を言いますと、私たちの世代は警察に頼らなくても学校で、自分たちで解決するという意識がありました。大津の事件など、時代が変わって、学校や教師だけでは解決できない問題が、非常にふえてきたということです。警察も昔の警察とは体制が変わって、個人情報に関してはとても慎重です。

基本的には、警察に頼むのではなくて、生徒たちの問題は学校で解決するという心がまえが必要だと思います。

ですけれど、今の犯罪の状況を見ると、昔と違ってきていて、学校だけでは解決できないという時代になった。時代の状況に対応して、検討された結果だと思いますので、賛成いたします。

○【佐藤委員長】 ご意見をいただきました。そのほかいかがでしょうか。

是松教育長。

○【是松教育長】 今、嵐山委員のおっしゃったとおりで、このような時代になってしまったということはたしかです。教育現場だけで問題が解決できないさまざまな、複雑な、困難な事案が教育現場にも出ているということであると思います。これは社会の複雑化、あるいは家庭の教育力の希薄化、地域のコミュニティの希薄化という社会的な状況も含めて、このような状況が、教育現場、学校現場にも生まれつつあるのではないかと思います。確かに警察ということで疑念を持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、東京都内で見ますと、23区は全て、この警察との協定を締結しております。それから、26市の中でも比較的個人情報に慎重であったと言われている武蔵野市、三鷹市、国分寺市の各市においても、警察協定について、個人情報審議会に諮問をしております。そのうち三鷹市と武蔵野市については、既に合意をいただいて、協定を結ぶところとなっております。

現在、国分寺市で審議が行われておりますが、国分寺市の審議で合意がいただければ、国立市を除



く東京都内の全ての自治体で、警察との連携ができているという中で、国立市だけがなぜ連携できないのだということを問われると思います。

前回の協定は、2年前の審議会での答申が、私どもから考えると少し主観的なところのある結論をもって、審議会から拒否されたのですけれども、先ほど渡辺学校指導課長からもありましたように、この間のさまざまな市の取り組みをもう一度よく審議会にお話し、また、審議会にさらに誠意を尽くして、個人情報をしっかり守る中で、子どもたちの健全育成を図っていくということを説明して、今回、もう一度ご審議をいただく中で、合意をいただこうというところでございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにはいかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 今、是松教育長が言ったように、子どもたちの健全育成と、子どもたち自身の成長、本当に我々が望んでいくためには、やはりやむを得ない状況の中で、協定を締結することは必要であると思います。

しかし、裏を返しますと、そのことを常に頭に置きながら運用していかなければいけないということを感じております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

城所委員。

○【城所委員】 この案件について、受け取られる方が好むとか好まないというところで判断をしていただかないで、なぜ必要なのかということを理解していただくという視点に立って、内容を見ていただければ、ご理解いただけだと思います。学校で単に外へ出したりすると、保護者の方からは、さまざまな感想、意見等上がってくるかもしれませんので、学校で丁寧に説明していただければ、理解していただける内容ではないかと思います。

この協定は、最終的な切り札として使うものだと思いますので、理解していただけると思います。

1つ質問があるのですけれども、いただいている資料の後ろから2番目の、「警察から学校への連絡内容の記録」という様式の中の、6番の措置状況の「現在の措置状況」で、「身柄拘束中」の、「場所」と「機関名」というところの欄が2つあるのですけれども、使い方、仕訳けがよくわからなかったもので、質問させていただきます。

○【渡辺学校指導課長】 申しわけありません。私も明解には回答できないのですが、ひな形をもとにしたのですが、おそらく拘束されている場所と拘束している機関が異なる場合があります。一時的に拘束しているところというケースがあるということで、このような記述になっているのではないかと思います。確認をしておきます。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【城所委員】 はい。

○【佐藤委員長】 皆様からご意見をいただきました。あくまでも子どもたちの健全育成のための適切な情報のやりとり、また、適正な連携を図るようというところで協定を結び、ガイドラインも作成していただきました。諮問をして、審議を進めていただきたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第28号、「『児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書』の締結に伴い、国立市情報公開及び個人情報保護審議会の意見を求める諮問書」の提出については、可決といたします。

兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 委員長。2時間を過ぎましたので、休憩を入れていただきたいと思います。

○【佐藤委員長】 それでは、ここでしばらく休憩をとりたいと思います。10分ほどでよろしいでしょうか。

○【兼松教育次長】 はい。

○【佐藤委員長】 では、4時25分に議事を再開いたします。

午後4時16分休憩

午後4時25分再開

○【佐藤委員長】 それでは、時間になりましたので、議事を再開します。



○議題(16) その他報告事項1) 「部活動指導における暴力による体罰の実態把握」及び「小学校における暴力による体罰の実態把握」について

○【佐藤委員長】 その他報告事項1、「部活動指導における暴力による体罰の実態把握」及び「小学校における暴力による体罰の実態把握」について、渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 報告をさせていただきます。指導主事が調査集計しましたので、市川指導主事のほうから、報告をさせていただきます。

○【佐藤委員長】 市川指導主事、お願いします。

○【市川指導主事】 本件につきましては、当初、部活動指導のみだったのですが、その後、教育活動全般にということ、調査が複数校にまたがったということもあります。大まかな流れについて、まず説明をして、その後、国立市の結果について、ご報告をさせていただきます。

1月の下旬に、文部科学省及び東京都教育委員会から通知がありまして、部活動指導または教育活動全般における体罰、その実態調査をするようにというものでございました。それを受け、2月上旬に、国立市教育委員会から各学校へ通知を出し、調査を行うようお願いをしたところですが、文部科学省及び東京都教育委員会のアンケート項目を見させていただいたところ、若干体罰の有無が、わかりにくい部分もあるということ、学校指導課で判断をいたしまして、より体罰の有無がわかりやすいような形に整えまして、2月上旬に、各学校に通知したところです。

教育委員会へは、3月15日までに提出をしてくださいとお願いしたのですが、各学校においては早急に調査をしていただきまして、この後説明をいたしますが、案件が上がった場合についてはすぐ連絡をしていただき、その際は、指導主事が各学校に駆けつけ、事実確認を行ったということでありませう。

以上のような流れを踏まえまして、調査結果を報告いたします。

初めに、小学校ですが、教員による回答と児童・生徒による回答がありますので、それぞれについ

て説明をいたします。

まず、教員による回答ですが、小学校においては、1件ございました。体罰を行ったということで手を挙げた教員が、1名いるということです。児童については、2件ありました。この2件と教員が手を挙げた1件は、同様の1件で確認がとれております。この2件については、速やかに学校が事実確認を行い、児童本人、または保護者へ確認をし、説明等を行ったところでありました。

文科省及び東京都教育委員会の体罰による定義というものがございまして、悪質性、継続性、広汎性、これらを伴うものを体罰と定義しているのですが、市教委及び校長先生と協議をした結果、いずれもそこまでには至らないということで、不適切な指導と捉え、管理職から当該の教員へ口頭注意などの指導を行ったところでありました。

続きまして、中学校に移ります。中学校については、教員による回答は1件もございませんでした。生徒からの回答ですが、2件ございました。これは全般的な教育活動ではなくて、いずれも部活動によるものでございまして、教員だけではなく外部指導員が、その2件のいずれにも関係しているところでありました。外部指導員については、管理職から厳重注意を行い、この生徒、保護者からも理解を得ているところでありました。

小学校同様、この2件においても、先ほどの3つ、悪質性、継続性、広汎性の観点から体罰には至らず、不適切な指導として、管理職から、この教員にも指導を行ったところでありました。

以上です。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

先ほどご報告いただいた中で、小学校では教員と児童がそれぞれにアンケートに答えて、内容が合致したということでしたけれども、もう1件に関しても、実態調査を進めて口頭注意をしたということでしょうか。

市川指導主事。

○【市川指導主事】 1件については、教員も自覚があるといいますか、そうではないかということなのですが、もう1件については、自覚にまで至らないというようなケースでした。ただし、自覚に至らなくても、児童がそのように感じたのであれば、そのことは問題であるということです。ですので、その件については、管理職から指導したということでありました。

○【佐藤委員長】 わかりました。ありがとうございます。

山口委員。

○【山口委員】 きのうぐらいから、テレビでさんざん流れている外部指導者による剣道の映像を見ると、外部へお願いしてやっていたらボランティアの方ということもあるのですが、少し別な目で見えてしまう面があります。

今回の中学校の場合は、生徒から出てきたのですが、見落としたということではないのですけれども、先生からであれば、直接の指導もできるのですが、やはり難しい部分もあるのだと思いつつも、気をつけていく必要があるのではないかと、改めて思います。

○【嵐山委員】 剣道のテレビの映像は、それこそ悪質性、継続性、広汎性と3つあてはまると思いますので、外部の指導者でしたが、問題です。

反面、文科省等の体罰の定義が出ていますけれども、生徒寄りだけのものであるのなら、剣道でも柔道でも、どこまで、どうやっていいのかということ先生もわからなくなって、体罰だと言われたら体罰となってしまうし、そういう逆の面もあると思います。

ですから、その都度生徒と先生の両方に話を聞いて、体罰と生徒が感じた以上は、先生を注意して指導していくというところで、解決をしていくのがいいのではないかと思います。

○【佐藤委員長】 今月中旬に、文科省が体罰の基準を示した通知を出したという報道がありました。体罰であるのか懲戒であるのか、その線引きがないよりはあったほうがいいと思いますけれども、学校現場にはさまざまな状況がありますので、臨機応変な対応が必要だと思います。その通知を受けて、現場の先生方から何かお声や、教育委員会に相談等はあったのでしょうか。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 まだ、そのような相談はありませんが、校長会等で国から基準が示される前に話題としている中では、先ほどの剣道の件もありましたけれども、例えば、本当に情緒不安定で暴れている子どもを、ほかの子どもに危害が及ばないように抑えなければならないという場面は、日常、毎日あります。そういうときに、力強く背中をぐっと引っ張って、ぐっと友達から離したり、教室で机を持ち上げようとする子どもを、手をとって降ろさせて、廊下に出したりするというようなことが、文科省等の懲戒基準でいくと、体罰ともとられかねないようなことになってしまいます。

ですので、今、嵐山委員がおっしゃったように、基準は原則としてきっちり、体罰は違法ですからいけないことだということは、研修や日々の指導を通して徹底していきます。しかしながら、状況や条件によっては力で制さなければ、子どもたちの安全を守るために制さなければならないような場合もあるということとは一緒にしていかないということを、私たちは、今、行っているところです。

剣道の外部指導員の件は、まさに悪質性が高いもので、悪質であったりといったものは全くないようにしていきたいということと、外部指導員については、本市も多くの方をお願いをしていますので、平成25年度からは研修を位置づけることにしました。年間何回かは集まっていただいて、こちらも学校支援センターの1つの職務として位置づけをしていきますので、そのあたりについてはカバーできると思います。

○【佐藤委員長】 研修は、ぜひ進めていただきたいと思います。それとともに、研修をやっているいろいろなことが起こっていますので、その意識を徹底させるためにも、例えば、外部指導員をお願いするのであれば、管理職や管理顧問にも時々様子を見ていただく、あるいは日常的に様子を見ていただくということも必要なのではないかと思います。とにかく体罰は絶対に許されない、許さないということを徹底するとともに、先ほどのようなやむを得ないといいますか、子どもたちを守るという場合には、保護者や子どもたちにも理解を得られるような、ふだんからの信頼関係、それから学校としての姿勢、こういう場合はこういう行動に踏み込むこともありますということを、当該児童だけではなくて、全体に、広く保護者にも知っていただく必要があるのではないかと思います。

それから、4月あたりでしょうか、部活保護者会が各校であると思いますので、部活動のあり方や学校としての基本姿勢をしっかりと伝えていただきたいと思います。先ほどお話をした部活関係で保護者の理解を得たということとひとまずは安心しましたけれども、先ほどお話をした文科省の通知にも、学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解のもとで実施しなければいけないということがあります。特に部活動の場合は、体罰に関しての保護者の理解というか線引きも少し危ういといいますか、子どもを思う心情から、悩みながらも、なかなか正当な判断ができないということも聞きます。そのあたりをしっかりと保護者にも理解をしていただくよう、学校・教育委員会としても徹底していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(17) その他報告事項2) 平成24年度国立市文化財指定・登録について(答申)

○【佐藤委員長】 なければ次に移ります。その他報告事項2、平成24年度国立市文化財指定・登録について(答申)の報告をお願いします。

津田生涯学習課長、お願いいたします。

○【津田生涯学習課長】 それでは、平成24年度国立市文化財指定・登録について(答申)について、ご報告申し上げます。

答申文に記載していますとおり、平成24年度国立市文化財指定・登録につきましては、指定文化財の名称並びに指定範囲のみの変更でありまして、2件の文化財登録候補については調査不十分として不適としております。

それでは、1枚おめくりください。平成24年度国立市文化財指定理由書です。右端の名称等変更理由の欄をごらんください。指定史跡の南養寺遺跡出土「敷石住居址」は、昭和60年8月1日の指定時の名称ですが、「出土」という言葉は遺構発見にはそぐわないこと、「址」という字は常用漢字ではないことから「跡」に直し、名称及び員数の欄に記載していますとおり、「南養寺遺跡敷石住居跡」に変更するものです。また、指定当時は範囲について言及されていないため、指定範囲は谷保6218番地のうちの13平方メートル(本堂庫裡床下)とするものです。

もう1枚おめくりください。平成24年度国立市指定文化財の名称並びに指定範囲の変更に関する説明資料です。現在、ご説明いたしました、南養寺遺跡敷石住居跡に関する資料です。諮問時に本史跡の概要等をご説明しましたので、今回は説明を割愛させていただきたいと思っております。

さらに、もう1枚おめくりください。次に、平成24年度国立市文化財登録不適の理由についてです。

まず、谷保天満宮にある絵画、津戸三郎菅原為守画像1点です。津戸三郎為盛は、「谷保天満宮中興の祖」と称される人物であり、本資料は非常に重要な資料であることは明白ですが、画像の裏書に末裔である津戸菅原為憲が宝暦14(1764年)に補修したとあるのみで、作者も制作年代も明らかではありません。このため、現状可能な限りの調査を進めた上で、正当な評価をする必要があり、調査不十分のため不適と判断しております。

次に、馬頭観音(大山道西・安政五年在銘)1基です。馬頭観音は、建立当初の交通事情を類推することができる非常に重要な資料ですが、市内の多くの馬頭観音は道路拡幅や区画整理により、建立当初の位置から移動されております。その中で、本資料は江戸期の建立のままに設置されており、非常に貴重です。ただし、本資料は共同墓地内の設置で、所有者が複数あり、全所有者が判明していないことから、現状では登録の承諾取得が困難と判断し、不適としております。

以上、平成24年度国立市文化財指定・登録について(答申)の報告となります。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ご質問、ご意見などございますか。

1つお伺いしたいのですが、指定文化財の名称の変更に関してなのですけれども、案内板のようなものの表記は、どうなっているのでしょうか。

○【津田生涯学習課長】 「南養寺遺跡敷石住居跡」に直した形で文化財案内板を設置しています。

○【佐藤委員長】 わかりました。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 会長の白井さんという方は、専門の鑑定士なのですか。

- 【佐藤委員長】 国立市文化財保護審議会の会長の白井さんについてですね。  
津田生涯学習課長。
- 【津田生涯学習課長】 今、詳しい資料を持っていないのですけれども、ものづくり大学の教授であります。
- 【是松教育長】 歴史的建造物に、特に近世、近代建築等を専門にされています。
- 【嵐山委員】 江戸期のものなどは、誰かほかの方に、任せているのですか。
- 【是松教育長】 和田先生が、入っていらっしゃるでしょう。
- 【津田生涯学習課長】 はい。和田先生もおりますが、中世絵画の専門の方として、東京文化財研究所の紹介を受け、武蔵野美術大学の玉蟲先生に鑑定を依頼しております。
- 【佐藤委員長】 ほかにご質問、ご意見などいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(18) その他報告事項3) 市教委名義使用について(4件)

- 【佐藤委員長】 なければ、続いて、その他報告事項3に移ります。市教委名義使用について。  
津田生涯学習課長、お願いします。
- 【津田生涯学習課長】 では、お手元にあります平成24年度2月分後援等名義使用承認一覧をごらんください。今回は4件ございます。
- まず、くにたち桜守主催の「第6回桜コンシェルジュ展」です。本事業は、「桜守」の活動の様子や国立の見どころなどの情報発信を目的に、平成25年3月23日から4月14日までの間、国営昭和記念公園花みどり文化センターにて、小学生による桜守活動のポスターを展示紹介するほか、くにたち桜守の紹介やイベントを実施するものです。参加費は無料となっております。なお、前回は約4,500名の参加があった旨の報告を受けております。
- 続きまして、2番目、西多摩カップ友の会主催の「劇団カップ座西多摩公演(等身大人形劇)」です。幼児から大人までの多くの人に、人形劇を通して「思いやり」、「平和の心」を身につけることの大切さを伝えることを目的に、平成25年7月20日の午後1時30分より、福生市市民会館もくせいホールにて、演目、「ねこときんぎょ」、「にこにこきぶん」の2本の人形劇を公演します。入場料は3歳以上小学生以下は1,000円、中学生以上は1,500円となっております。なお、前回はアミューたちかわにて、1,106名の参加があった旨の報告を受けております。
- 続きまして、3番目、くにたち市民オーケストラ主催の「くにたち市民オーケストラ『第35回ファミリーコンサート』」です。国立市民、学童・児童及び近郊市民、音楽愛好家に対する身近な演奏会を提供することを目的に、平成25年4月21日の午後2時より、国立大学法人一橋大学兼松講堂にて、グリーグ「ペールギュント第1組曲」、ブラームス「交響曲第2番」、アンダーソン「トランペット吹きの日」などを演奏します。入場料は無料となっております。なお、前回は836名の参加があった旨の報告を受けております。
- 続きまして、4番目、国立市吟詠連盟主催の「国立市吟詠連盟25周年吟詠大会」です。地域密着型の活動による地域活性化を目的に、平成25年4月7日の12時30分より、くにたち福祉会館4階大ホールにて、くにたち子ども未来塾のゲスト出演を含め、25周年記念チャリティー吟詠大会を行います。参加費は無料となっております。

以上4件につきまして、教育委員会で審議をし、妥当と判断いたしましたので、こちらの名義使用

については、承認いたしました。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ご感想、ご意見などございましたらお願いします。

○【山口委員】 桜がもつといいですね。

○【佐藤委員長】 そうですね。かなり開花が早かったのですが、どうでしょうか。ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(19) その他報告事項4) 要望書について(1件)

○【佐藤委員長】 なければ、続いて、その他報告事項4、要望書について。

宮崎教育庶務課長、お願いします。

○【宮崎教育庶務課長】 ご要望は1件です。新日本婦人の会国立支部より、学校給食にアメリカ産牛肉、脳など特定危険部位を原料とする加工品や加工調理品を使用しないことを求める要望書をいただいております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ご報告をいただきました。ご質問、ご感想などございましたらお願いします。

城所委員。

○【城所委員】 実際、今、使われているかどうかをお聞きしたいのですけれども、どうなのでしょう。

○【佐藤委員長】 村山学校給食センター所長、お願いします。

○【村山学校給食センター所長】 平成13年9月に、千葉県で狂牛病が発生したということが国内で初めてでありまして、その当時、平成13年10月から、牛由来の原材料は使用しないということで、これまで対応しております。したがって、アメリカ産に限らず牛肉の使用は、今のところしておりません。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。学校給食食材はできるだけ地場産のものをということで、給食センターにも地場野菜の利用を推進していただいています。需要量が多いため、なかなか進まない状況もあると思いますけれども、いかがでしょうか。

村山給食センター所長。

○【村山給食センター所長】 今、ご質問いただいたように、平成24年度につきましては、気候的なことで、野菜自体が育たなかったという傾向がございます。平成23年度と比べますと約半分の8%程度でしか、今、調達できておりません。そのような中でも、月1回、農家の方々と打ち合わせをさせていただき、今後、作付を少しふやしていただくなり、また、参加される農家の拡充ということをお願いしてございますが、さまざまな要素があって、目標である30%ということにはなかなか難しい状況でございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 地場野菜が給食に利用されていることは、子どもたちに定着してきていると思います。できる範囲での努力になると思いますけれども、よろしくをお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 先月、平成25年度事業計画の中でも、給食センターとして食の安全・安心の確保というお話がありました。また、良好、安全な食材の調達を心がけていますというお話でしたので、安心していただけてよろしいかと思えます。また、センターはセンターとして、今後もぜひ努力を続けていただきたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 なければ、秘密会の案件を除き、本日の審議案件は全て終了しました。

ここで、次回の定例教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 次回の4月の教育委員会でございますが、4月23日火曜日、午後2時から、こちらの教育委員室を会場とさせていただきますと思います。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の教育委員会は4月23日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室といたします。

本日は、平成24年度の最後の定例会になります。まだ10日ほどございますけれども、1年間、教育委員会事務局には大変お世話になりました。職員の方々の堅実なお仕事があつての教育委員であると思えます。大変にありがとうございました。

また、傍聴の皆様、長時間にわたりお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時54分閉会